

津市ディスポーザキッチン排水処理システムの確認に関する要綱

平成30年1月15日上下水道事業訓第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、津市公共下水道条例（平成18年津市条例第201号。以下「条例」という。）第5条第3項に規定するディスポーザと排水処理槽から構成されるディスポーザキッチン排水処理システム（以下「システム」という。）を公共下水道へ接続しようとするときに行う上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の確認に関し必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 条例第5条第3項に規定する管理者が別に定める基準は、公益社団法人日本下水道協会が作成した下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）とする。

(評価機関)

第3条 条例第5条第3項第4号に規定する管理者が別に認める評価機関は、公益社団法人日本下水道協会が指定した第三者試験機関とする。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この訓の規定は、この訓の施行の日以後に設置されるシステムについて適用する。